



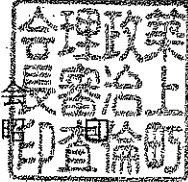
調 査 結 果 回 答 書

令和5年 9月 14日

築上町長 新川 久三 様

(回答者)

築上町政治倫理審査会  
会 長 小野 憲昭



令和5年6月22日付け5築総第062201号で調査依頼のあった件についての調査結果を、築上町政治倫理条例第10条第3項の規定により回答します。

1 請求内容

(1) 調査対象者の氏名

築上町長 新川 久三

(2) 調査請求書の提出日

令和5年6月20日

(3) 調査請求者の氏名

(4) 調査請求の趣旨

築上町政治倫理条例第10条第1項第2号の規定による調査請求書の提出

(5) 調査請求の対象となる事由の該当条項

築上町政治倫理条例第3条第1項第1号、第3号及び第4号について

(6) 調査請求の対象となる事由の具体的内容 (※調査請求書記載のとおり)

疑義1

築上町長 新川久三様は、築上町図書館整備設計事業者選定公募型プロポーザル実施公告日である令和5年1月18日より約4カ月前の令和4年9月3日に株式会社隈研吾建築都市設計事務所の建築家である隈研吾氏に来町してもらい、築上町図書館整備設計事業者選定公募型プロポーザルの仕様書の情報である「京築ヒノキをたくさん使った図書館にしてもらいたい」ことなどと教示し、更にレイアウトをお願いした。

令和5年1月18日公告の築上町図書館整備設計事業者選定公募型プロポーザルにおいて、株式会社隈研吾建築都市設計事務所は、他3事業者より約4カ月早く仕様書の情報を得ることができた。

結果、株式会社隈研吾建築都市設計事務所が入札準備行為において有利となり、プロポーザル審査の結果、最優秀者となった。

以上のことから、築上町長 新川久三様の教示により公募型プロポーザル方式入

札の公平性を害し、株式会社隈研吾建築都市設計事務所に有利な取り計らいをした疑義がある。

#### 疑義2

築上町長 新川久三様は、令和4年9月30日開催築上町総合教育会議において、同年9月3日に株式会社隈研吾建築都市設計事務所の建築家である隈研吾氏に来町してもらったことを告げ、「私どもも隈研吾さんにあやかりたい」、「すごいネームバリューの図書館ができる」などと絶賛した結果、築上町図書館整備設計事業者選定公募型プロポーザル審査委員長である築上町教育長 久保ひろみ様の公平な判断の妨げになったという疑義がある。またこれは築上町政治倫理条例第3条第1項第3号に規定されている「特定業者を推薦し、又は紹介する等有利な取り計らい」に他ならない。

## 2 調査結果

### (1) 調査の経過

項目	開催日	審査内容等
第2回	令和5年6月21日	・事務局より調査請求書の提出について報告
第3回	令和5年7月6日	・調査請求の適否について ・調査請求書の内容確認 ・収集すべき資料の確認
第4回	令和5年7月25日	・提出された資料の内容確認 ・新たに収集すべき資料の確認 ・調査請求者及び調査対象者への意見聴取について
第5回	令和5年8月16日	・調査請求者への意見聴取 ・調査対象者への意見聴取（教育長） ・提出された資料の内容確認 ・新たに収集すべき資料の確認
第6回	令和5年8月17日	・調査対象者への意見聴取（町長） ・提出された資料の内容確認 ・新たに収集すべき資料の確認
第7回	令和5年8月26日	・提出された資料の内容確認 ・調査結果回答書の内容について協議
第8回	令和5年9月12日	・調査結果回答書の内容について確認

※令和5年度 第1回 築上町政治倫理審査会は調査請求書提出日以前の令和5年5月16日に開催し、条例改正（案）についての協議を行った。

## (2) 審査会の意見

### ① 築上町政治倫理条例第3条第1項第1号、3号及び4号について

築上町政治倫理条例第3条第1項第1号、3号及び4号は、「町長等、議員及びその他の特別職は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

(1) 町民全体の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。

(3) 町(町が設立した公社、町が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資し、又は拠出している公益法人、株式会社、有限会社を含む。第10条第1項第3号、第16条第1項において同じ。)が行う工事等の請負契約、下請工事、業務委託契約及び一般物品納入契約に関して特定業者を推薦し、又は紹介する等有利な取り計らいをしないこと。

(4) 職員等の公正な職務執行を妨げ、その権限又はその地位による影響力を不正に行行使するよう働きかけないこと。」である。

今回の案件について、調査請求書に添付された資料をはじめ、築上町図書館整備設計事業者選定プロポーザル審査に関する資料、その他関係資料を確認するとともに、調査対象者への意見聴取を行ったが、疑義の内容にある築上町図書館整備設計事業者選定公募型プロポーザル審査の結果、最優秀者となった株式会社隈研吾建築都市設計事務所に対しての事前の仕様書情報の供与及び有利な取り計らいがあったという事実は認められないようである。また、プロポーザル審査委員長である築上町教育長に対する公平な判断の妨げとなるほどの影響力の不正行使があったとの事実関係は確認できなかった。

そのため、疑義の内容は本条項に違反していることには当たらないと判断する。

なお、築上町政治倫理条例第10条に規定される調査請求権に含まれないため、調査請求書内に記載のあった入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の構成を害すべき行為の処罰に関する法律第8条への該当の疑いについての審議は行っていない。

### ② 総括

前述のとおり、今回の案件については、築上町政治倫理条例に違反していることには当たらないと判断したが、令和4年9月30日開催築上町総合教育会議における発言内容が町民に疑義を抱かせた結果、今回の調査請求書の提出に至っているのは確かである。

同会議における発言内容の真意は、著名人の来町をいわば誇らしげに報告したことにあり、隈氏への来町の際の対応は、著名な営業活動者への通常の対応にとどまり、特別な取り計らいをしたものではないようである。また、その発言によって教育長に影響力を行使しようという意図はなかったし、教育長は是々非々で仕事に臨む人物であるとの信頼があったというのである。そして、各種資料の確認により、その発言は、築上町図書館整備設計事業者選定プロポーザル審査に最終的な影響を与えていないと判断した。

しかし、その発言は、その内容だけに着目すると後日の審査結果に疑義を生じさせかねない発言であり、公正に行われるべき公募型プロポーザル審査制度への信頼のみならず町政への信頼を失わせかねない発言であると言えないこともない。

築上町図書館整備という大型事業如何ではなく、いかなる場においても高い倫理意

識が求められる自身の立場を十分認識のうえ、築上町政治倫理条例の規定を遵守すると共に、今後町民に築上町政治倫理条例違反の疑義を抱かせることのないよう発言には十分に留意いただきたい。